

～消費者の声に耳を傾け、モノ言う機能を最大限に～

事故情報の更なる活用に向けた提言 ～消費者安全専門調査会報告書を受けて～

消費者委員会事務局

消費者庁は、消費生活で生じた生命・身

体に係る事故等の情報を事故情報データベース（以下「事故情報DB」といいます。）に集約し、これを基に注意喚起を行う等の一定の取組を行っています。当委員会では、これらのデータを一層活用することで、より事故の未然防止等に資する対応を実施することが可能ではないか等との問題意識に立ち、消費者安全専門調査会において専門委員により事故情報DBのデータを用いて具体的な分析手法を検討した結果等を踏まえ、消費者庁に対して、事故情報の更なる活用に向けた提言を行いました。

なお、提言発出に際しては、留意事項として、①事故情報DBに関する様々な関係者が連携・情報交換を行うことが望ましいこと、②様々な事故情報から重要な点を見つけ出し、消費者問題の解決につなげていく力（翻訳力）を高めていくことが必要であること、③将来的には、事故情報の収集・分析等に係る国際的な連携を進めることも重要であること、の3点を挙げています。

本提言の内容を踏まえ、消費者庁において、事故情報の更なる活用等に、より一層取り組んでいただきたいと考えます。

■ 提言の概要

1 事故情報DBの品質の向上

事故情報DBへの入力等に当たり、①入力推奨項目、入力項目の定義及び分類方法の明確化並びに入力項目の適宜検証・見直し、②把握が困難と思われる事故情報をより一層収集するための環境作り、③事故情報DB参画機関の連携・情報交換等を行うことが望ましい。

また、データ入力者のスキル向上及び入力フォーマットの技術的支援も重要である。

2 新たなデータ分析の活用

事故情報DB登録情報の分析に当たり、言語解析技術等のデータ分析技術を用い、事故情報の傾向把握や分析対象事故の絞り込み等に活用することは有用であり、事故情報DB参画機関が連携したデータ分析技術の活用について検討すること及び事故に知見を有する者による分析を行うことも重要である。

また、SNS上の事故情報を分析対象とすることも一定程度有効である。

さらに、消費者安全専門調査会での分析結果を踏まえ、更なる調査分析を行うことが望ましい。

3 事故情報を伝達する新たな仕組みの構築

消費者に対し、事故情報を分かりやすい表現で、その特性に注目して公表することが望ましい。また、情報提供の際には、消費者に届きやすい方策として、①テレビ

ニュースで取り上げられやすい方法を考慮、②より有用なものとなるよう配慮、行政機関や事業者による注意喚起等の内容と結び付けた提供、③情報チャネルの工夫、④継続的な提供等を行うことが望ましい。

さらに、消費者が事故を疑似体験することにより回避を促す仕組み（消費者事故の体験型テーマパーク等）及び消費者自らが事故情報を発信することにより積極的に関わる仕組みを構築する可能性を検討することが望ましい。

4 事故に対して講じた施策の効果の評価

事故に対して講じた施策の効果の検証・見直しを行うことが望ましい。

5 事故情報の公開の促進

可能な範囲で事故情報の公開を促進する方向で検討を行うことが望ましい。その中で、一般公開されていない医療機関ネットワークの情報をより有効活用できるように、提供可能性について検討することが望ましい。

※提言及び消費者安全専門調査会報告書は、消費者委員会ホームページに掲載しています。（<http://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/>）